

# 議 事 日 程

平成 2 9 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 9 年 3 月 1 5 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日 程 第 1		会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算
日 程 第 3	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算
日 程 第 4	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算
日 程 第 5	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 診 療 所 特 別 会 計 予 算
日 程 第 6	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
日 程 第 7	議 案 第 1 9 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
日 程 第 8	議 案 第 1 9 号	閉 会 中 の 継 続 調 査 の 申 し 出 に つ い て ( 総 務 経 済 常 任 委 員 会 ・ 社 会 文 教 常 任 委 員 会 ・ 議 会 運 営 委 員 会 )

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第19号平成29年度浜中町国民健康保険特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第19号平成29年度浜中町国民健康保険特別会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、14億4,225万8,000円と定め、前年度当初より1.5%で2,133万6,000円の増額となります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費では、共同電算化に要する経費などで前年度より3,340万2,000円増の4,194万7,000円を計上。国保事業の大宗を占める2款保険給付費では、診療報酬等給付費で前年度より0.1%増の7億2,356万9,000円を見込み、3款後期高齢者支援金では、現役世代からの後期高齢者への支援に係る負担金などで前年度積算基準により概算で1億7,425万7,000円を計上。4款前期高齢者納付金では、前年度積算基準により概算で19万8,000円を計上。5款介護納付金は、第2号被保険者の介護保険料分で7,548万7,000円を

計上。6款共同事業拠出金の3億8,271万6,000円は、高額医療費共同事業分5,096万2,000円と、保険財政共同安定化事業分3億3,175万3,000円などの国保連合会への拠出金。7款保健事業費631万7,000円は、健康づくり事業に要する経費で人間ドック検診他74万3,000円を計上。疾病予防費では、北海道後期高齢者医療広域連合から委託された75歳以上の方々を対象とした基本健診に係る経費116万5,000円を計上。特定健康診査等に要する経費で生活習慣病の予防、各種検診や保健指導の費用など440万9,000円を計上。8款諸支出金では、158万8,000円。9款予備費で3,617万9,000円を計上。一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、前年度より0.3%増の4億5,078万2,000円で歳入総額の31.3%を占めております。

一般被保険者国民健康保険税では、医療給付費分現年課税分で前年度当初予算対比2.1%増の3億928万7,000円となります。

後期高齢者支援金分の現年課税分は、歳出予算計上額から国庫補助金を除いた額に収納率の乗じた額として9,077万4,000円を計上。介護納付金分の現年課税分は、4,105万7,000円を計上。滞納繰越分予算額については、調停見込み額に対して20パーセントの収納率を乗じた額で計上させていただきました。退職被保険者等国民健康保険税は、前年度より296万2,000円減の77万円を計上。2款国庫支出金は、3億2,026万7,000円で前年度より2,116万1,000円の増で歳入総額の22.2%を占めております。3款療養給付費等交付金では、退職被保険者等に係る交付金で前年度より316万1,000円減の676万4,000円を計上しております。4款前期高齢者交付金では、65歳から74歳の前期高齢者に対する交付金で1億837万4,000円を計上。5款道支出金では、歳出6款の高額医療費拠出金に係る道負担金や道補助金の財政調整交付金など8,296万3,000円で前年度より306万6,000円減。6款共同事業交付金では、高額医療費に係る交付金及び保険財政共同安定化事業交付金3億9,754万3,000円で、1,554万4,000円の減。7款財産収入1,000円は、科目設定。8款繰入金では、国、道から交付される保険基盤安定による低所得者の保険税軽減措置分、出産育児一時金他で7,347万1,000円を一般会計から繰入。9款繰越金1,000円は、科目設定。10款諸収入では、健康診査等負担金として北海道後期高齢者医療広域連合からの受託分と特定健診に係る個人負担金などで209万2,000円を計上しております。

平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が都道府県単位化されることから、制度の円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。今後も医療の高度化、多様化や高齢者層の増加が予想され保険給付費の増加が予想される事から、特定健診の受診促進、医療費適性化対策など医療費抑制の対策を推進に合わせて保険税の確保を図り国民健康保険税事業の健全な運営に努めてまいります。

また、平成29年度の保険税率等の改正については、財政状況などを見極めながら、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。

なお、本予算につきましては、2月20日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細については町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** （議案第19号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第19号の質疑を行います。歳入・歳出を一括して行います。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 総括的な話と交えて予算の内容についても伺いたいと思います。

まず、国保制度改革について伺いますけれども平成30年度から国保の運営主体が北海道に移行をする訳であります。その移行に伴う改革の内容についてお聞きしたいと思います。町の役割について分けて聞いていきますので1つずつ答えていただきたいと思います。運営のあり方については、市町村から北海道に代わると言う内容になってくるかと思いますが以下、財政運営これについては、どうなるのか、それから資格管理についてもどのようになるのか、被保険者証等の発行などは、どのようになるのか、それから保険料の決定賦課徴収はどのようになるのか、保険給付は、道と町の主の役割、またこれの保険事業については、どうなるのかという事で、それぞれお伺いをしたいと思います。それに関連しての事前準備という事で9ページの国庫補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金2,524万2,000円が入っていると思いますけれども、対応する歳出の13ページ市町村事務処理標準システムクラウド構築負担金1,573万円と道自治体情報システム協議会負担金1,205万6,000円は、どちらも増となっておりますので、その内容について説明をしていただきました。

いと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 9ページの今回新規で国民健康保険制度関係業務準備事業補助金の関係これは、13ページの共同電算化に要する経費の市町村事務処理標準システムクラウド構築事業1,573万円と一般事務に要する経費の道自治体システム協議会負担金の1,205万6,000円に対応するものです。歳入の部分で言いますと市町村事務標準システムクラウド化に伴う経費というものが1,573万円の補助があります。

それと収納業務等の外付けシステム開発経費という事で、これも100%補助ですけれども458万7,000円それと住基と税情報等の基幹システムとの連携改修この経費492万5,000円これを合わせた経費が歳入で言う2,524万2,000円と言う額になっております。歳出の部分ですけれども基本的にクラウド化の部分は、新たに北海道が北海道クラウドとして標準システム等の分を共同利用すると言う事で具体的には、国保連合会の方にメインサーバーと情報連携の為の資格関係や医療給付などのデータを市町村に置きます。そのサーバーをそこに置く事によって経費の圧縮がされますので、そういった部分の経費と初期費用、回線費用やソフト部分も入っています。あとは、自治体システム協議会これについては、自治体情報システムの改修ですので具体的に言うと税情報や住民関係のデータを今ある担当課の端末を置き、そこにデータを引っ張ると言う事、このようなシステム改修とか費用に係る負担金の分です。

この度の平成30年の国保の改革の部分ですけれどもこれにつきましては、国保制度改革の中で平成27年5月に保険法の改正などによって平成30年度から国保の運営主体が市町村から都道府県へ移管されたと言う事になります。具体的には、運営主体は、北海道単位にすると行って規模を大きくして国保の財政基盤を安定させて後は、北海道内でもかなり保険料の格差があります。こういった部分を埋めていくという事で安定的な制度を維持する為にこの度の改正は、行われるとしております。具体的な内容ですけれども、市町村と道の役割ですが、財政運営の主体は、基本的には、北海道という形になります。中身としては、道内の医療費を全て北海道が推計します。それに必要な保険料を算出して市町村ごとに所得の状況、非保険者数をいろいろ加味して国保事業費納付金という形でそれぞれ市町村の方にこの分を納めて下さいと言う事を出します。その際、2月に一部新聞等でも掲載されておりましたが1世帯あたりの標準的な税率を北海道

が示します保険料率で言いますと標準保険料と言いますけれども、これを基に各市町村は、納付金に見合う分の保険料を決定するという形になります。基本的な事を言うと窓口業務とかの部分については、市町村が実施しますけれども、このシステムにする事によって事務の均一化と事務処理標準システム機を導入しますので効率化も含め図りたいと思います。具体的な役割、財政運営の部分で言いますと納付金を決定して市町村は、その額を保険料で算定して納めるという事になっております。

それと2番目の資格管理の関係では、標準システムを入れておりますので資格管理も委託先の連合会の方で管理していますし市町村は、保険証の資格特捜の届出を受けて保険証を交付するという形で、そしてそのデータを一括で、サーバー側に情報を連携するという形になります。3点目の保険料の賦課徴収の形ですけれども、先程もお話しましたがけれども標準的な保険料をまず道の方に示します。市町村の方は、保険料を基に自分達の市町村の保険料を決めます。それと給付の関係ですけれども基本的に医療費分は、道の方で積算しますので、これに見合う分の費用は、納付金として集めるのですが道が用意します。足りない部分につきましては、国からの財政基金で資金を作ります。そういうもので補いながら年度間で不足が生じないような形で財政運営をするという事になっています。支払いは、直接市町村の業務が残る形ですけれども最終的には、国保連合会がやる形になりますので支払い事務も少なくなるかなという事で思っております。給付の関係の申請とかは、町村の方で受ける形になっております。

次に5点目の保険事業につきましては、基本的に市町村が住民に身近な窓口という形で健康事業関係をやっていく形になりますので検診等を進める事になります。北海道につきましては、道内で保険事業活動をやって下さいという事のものを示すという事になっております。基本的には、町民窓口を含めて町村は、その業務、都道府県運営の財政的な分を担うと言うところが主な役割となっています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 歳入の準備事業費の内訳を説明していただきました。聞き漏らしたんですけれども492万5,000円については歳出の部分で言えばどのような事業に充当されておりましたか、確認をさせていただきたいと思います。

それと、この歳出の2,542万9,000円については私、クラウドの部分とシステム協議会の方だと思っていたのですがシステム協議会の方は、別だったと言う事なんです。それは、この事業の対象外と言う事ですよ。これについては、説明をいただい

たのですが私の手元にある資料では、運営のあり方については、都道府県が課長から説明があった上に統一的な運営方針を定めて市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していくと言う内容でありました。国保の財政を安定化させて保険料の格差を解消していくと言う事が本来の目的だと言う事のようにございます。財政運営についての責任主体は、道が行い財政安定化基金の設置とか運営も道が行うと言う事でした。それで市町村は、国保事業費の納付金を道に納めると言う内容のようです。資格管理については、道が国保の運営方針に基づいて事務の効率化、標準化、広域化を推進していく、市町村については、先程言われたように保検証督送の事務あるいは、住民と身近な関係にありますので被保険者証等に関わっての保険料の決定については、道が標準保険料率を算定して市町村ごとに公表する、それで市町村は、この標準保険料率を参考にして保険料率を決定していくとして、それぞれ市町村から今までどおり賦課徴収事務を担当すると言う内容のようでございます。それで保険給付については、給付に必要な費用を全額市町村に支払うのか道から市町村に費用を支払うのかと言う事で町村は、国保に窓口負担や軽減などを支払っていくという仕組み、保健事業については、課長答弁のとおり町村が行う事業という事で理解をしておきたいと思えます。それで、この制度改革によって市町村の保険料に格差が生じるという事でこれは、マスコミで12月24日の方針で国保料の激変緩和に50億円を注込んでと言う記事がありました。管内的に保険料が上がる自治体は、占冠村・三笠市等であって増減率が占冠村は69%も上がるという事です。1番下がるのが上砂町・鹿部町でございます。それで本町の場合については、177の保険者のうち下から何番目に当たって1人当たりの保険料は、どのくらい安くなっているのかを伺いたいと思えます。

それから赤字団体の基準を超えている団体が何団体くらいあって、その解消の為にその団体は、国からの援助を貰って格差を解消する為に何年計画で激変緩和を解消していくのかと言う事を伺っておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（波部直人君）** 歳入の関係ですが、市町村の今回のシステムのクラウドと自治体情報システムの道自治体情報システム協議会負担金の方にそれぞれ対象経費の関連の部分が分かれるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。それと既に議員おっしゃる2月24日に今回の仮試算という形で統一的な運営基準に基づいて保険料の負担がどのようになるかと言う事での結果がでています。浜中町の

金額を言いますと平成27年度では、19万8,121円です。これは、統一的な基準で納付金として集めるべき一人当たりの保険料は、この額になります。それで今回試算して全道で医療費の分を負担し合ってひとり当たりの保険料を算定した場合の部分ですけれども金額が16万9,637円、金額で言いますと2万8,484円の減、率で言いますと14.4%という形になります。これを全道の部分で言うと増減率の順番になるのですが下から16番目と言う事になります。

それと全道の財政的に運営している赤字の状況ですけれども177のうち101保険者が赤字と言う形になっております。これについては、各町村で法定外の繰入金を入れている場合がありますが、これを引いて計算しますので実質収支と言う形になります。27年度は、赤字のところは101保険者と言う形になっております。今回の試算の基準で言うと増減と言う話もありますが、増えるところが84保険者、減少するのが93保険者と言う形になっております。既に新聞等でも掲載されていますけれども、この形でやっても1人当たりの保険者から2.6倍の差があります。

それと北海道は、高齢者が多く医療費もかかり低所得者が多い中でも1次産業がしっかりして高所得の方もいると言う事で格差がすごくありますので1人当たりの保険料額に差があるような状況です。

それと赤字の話ですけども解消計画で言いますと国の部分では、保険料に平準化という形で同じ税率にする流れになっておりますので現在、繰入金で赤字にしているところは、最終的に税負担で求めて本来、国からの支援金を入れています。また、全国で30年度からは、340億円という数字がでておりますので、これを利用して各都道府県で基金とかを6年間の計画で作る赤字の団体については、解消計画を作ります。その基金を使いながら、保険料についても上げていく形になっております。

今回の試算の部分では、激減緩和と言う事で最大5%しか保険料が上がらないような形にしていますが実際、5%以上も上がる町村が結構ありますので、それらの町村については、収納対策・医療費の抑制も含め赤字解消計画を作って6年間で道の基金・国の支援を受けながら解消していくという事で6年後には、同じ運営の仕方をして標準の税率にする為に今、取組んでいると言う事で北海道では、国保の運営方針というものを策定中ではありますが3月中は、パブリックコメントと言う事で、ホームページに載っていますが、運営方針に対する意見集約をやって北海道の方で取りまとめて最終的には、議会の方に報告して、それに基づいて各市町村と共に30年度からスタートするという形

になっていますので、その準備を29年度からしっかりやっていくという形になると思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 詳しく説明をいただきました。本町においては、赤字ではなくて保険料については、前から想定をしていたのですが、浜中町の場合、独立採算制という形でずっとやってきて他の町村に比べて一般会計からの繰り入れを極力抑えてきてその結果が全道の保険者から見ると下から16番目の位置と言う事では、良い成績になってきたと言う事でその成果があったのかなと思っております。ましては、その赤字解消計画と言う事で5%を対象外という事もありますし、その意味では今までやってきた事については、評価されるのかなと私は、思うのですが率直に言って、その辺の感想をお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 浜中町のこれまでの国保の運営に対する考え方ですが、それについて説明させていただきます。国民健康保険は、国保税、国庫補助金、その他の収入を元に医療費などを払っているような状況です。その医療費を払う為に色々な部分で受益者である町民の方に今まで負担いただきながら運営して参りました。

ただ、医療費が伸びて平成26・27年とかなり財政的にも、国庫負担金の減と言う状況で議会の方にもお願いしながら繰り入れ措置をして参りました。その時もお話しましたが、やはり本来のあり方、この税負担のあり方にすると、この分の経費3000万円があれば一般の町民の方が他の事業が出来たり、色々あると言う事で受益者負担の原則で毎年6月に税率改正を行いながら、色々各議会の中で議論がありまして道の職員とも2回ぐらい市町村連携会議でお話をする機会があったのですが、改正を毎年行っている事に驚いておりました。道からも運営のあり方の事で医療費を推計して歳入の確保・収納対策も税務課の職員を中心にやっていただいております。納税の方も本当に町民の理解で浜の方で言うと納税昆布などいろいろな部分で頑張っていただいております。収納関係で言うと滞納者もどんどん減ってきて病院にかかる時に医療費の関係でお世話になると言う事もあり町民の理解を得ながら運営出来ているのかなと思っております。

その結果で言いますと今まで保険料が適正な率を保ってきたので都道府県化によってのスケールメリットと言う事で減に繋がったのかなと担当の方では、思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。  
これから議案第19号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから議案第19号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第20号浜中町後期高齢者医療特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第20号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（松本博君） 議案第20号平成29年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、6,805万5,000円と定め前年度当初より2.9%202万9,000円の減額となります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費で87万6,000円を計上しており、内訳は一般事務に要する経費で26万9,000円、保険料の賦課徴収事務に要する経費では、60万7,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、6,707万9,000円の計上で、歳入保険料収納見込み額及び保険料の軽減に係る保険基盤安定分並びに広域連合職員の人件費に係る市町村割負担金であります。3款予備費では、10万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料では、4,701万1,000

円を計上。内訳は、現年度分特別徴収保険料2,929万2,000円と現年度分普通徴収保険料1,754万2,000円、滞納繰越分普通徴収保険料は、前年度の未収見込み額の予定収納率50%で17万7,000円を計上。2款繰入金では、2,104万円を計上。内訳は、保険料の軽減対策として保険基盤安定繰入金で1,730万8,000円。収支の均衡を図る事務費繰入金373万2,000円であります。3款繰越金1,000円は科目設定。4款諸収入3,000円は、雑入及び保険料還付金並びに還付加算金であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** （議案第20号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第20号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 広域連合の保険料でありますけれども2年ごとに改定されるという事で伺っておりました。それで26年、27年は、均等割と所得割の分だけだったんですけれども28年、29年については、均等割、所得割それから2割、5割の減額を拡大すると言うような状況になっておりましたけれども30年、31年に向けて何か情報が入っていれば、教えていただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 現在の保険料については、28年度、29年度の2年間については、据え置きです。1人当たりの均等割4万9,809円、所得割は10・51%となっております。これが2年間続きます。

それと29年度の改正では、軽減の分で若干、変更があると聞いておりますけれども、大きな改正、限度額の引き上げ等はないと言う事で聞いております。

それと30年度以降ですけれども、この軽減額の分の見直しが今、議論されていますので9割軽減とか細かい軽減の部分に変更になるという事がありますので詳細の部分についての情報等は、持ち合わせておりませんが、いずれその部分につきましては、変更になる時点で道・町広報等も含めて対応していきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第20号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第21号浜中町介護保険特別会計予算

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4 議案第21号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第21号平成29年度浜中町介護保険特別会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、4億4,971万4,000円に定め、前年度当初より3.4%で1,486万円の増額となります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費では、介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費905万6,000円。2款保険給付費では、居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費、地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費などで4億2,101万円。3款地域支援事業費では、介護予防事業に要する経費、介護予防生活支援サービス事業に要する経費、包括

的支援事業に要する経費、任意事業に要する経費で1,907万7,000円。

4款基金費では、1万1,000円を計上。5款諸支出金6万円。6款予備費で50万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料、第1号被保険者の介護保険料8,298万5,000円。2款国庫支出金では、介護給付費負担金、介護調整金、地域支援事業交付金、事業費交付金などで1億1,091万6,000円。3款道支出金では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で6,757万9,000円。4款財産収入では、利子及び配当金で1,000円。5款支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で1億2,027万8,000円。6款繰入金では、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、事務費繰入金、及び低所得者保険料軽減繰入金で6,792万6,000円。7款繰越金では1,000円。8款諸収入2万8,000円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、福祉保健課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** （議案第21号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第21号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 2点お聞きしたいと思います。まず、56ページの住宅改修に要する経費、居宅介護住宅改修費等介護予防住宅改修費これは、昨年も聞いておりますけれども介護認定と要支援者で別れているのかと思います。理解は、しておりますけれども、まず28年度の両方の利用件数それとこれは、この3月補正で20万円づつ組み替えがあったのかなと言う補正だったと思いますが、これについては、その時によって可能なのかと言う事を聞いておきます。まず件数を伺いたいと思います。

それと58ページ特定入所者介護サービスに要する経費ですけれども、これについては低所得者の方に対する支援だと思うんですけれども、対象となる経費の部分で食費等と聞いたと思うのですが、もう一度詳しく教えていただきたいと思います。

それと何名分を想定しているのか、その個々の経費の部分で例えば食事であれば1人当たりいくらなのか、それを教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 56ページの住宅改修に要する経費で28年度の利用件数についてお答えいたします。要介護の方が13件、要支援の方が15件の申請がありました。それで毎年度、申請する方というのは、予測が出来ないですし毎年度、変わる訳ですけれども要介護の方については、この介護の方の給付費から支払いをして要支援の方については、予防の方の給付費から支給すると言う事で最終的にその不足分を補正でお互いに補っていると言う事でございます。その申請の人数と金額も20万円が限度となっていて1割が個人負担で18万円限度で支払う事が出来るのですが、18万円を使い切らない方もおりますので、金額とその人数によって最終的に補正させていただいているという形でございます。

それと58ページの特定入所者介護サービスに要する経費の内容でございますけれども食品費と居住費の部屋代ですが、その軽減に対するものでございます。負担限度額というのが決まっております負担限度額以上の部分を補助するというものでございます。それと何名分と言うよりも、今年度の最終的な給付見込み額から推計した額を計上しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 56ページについて再度、確認しますが3月補正で要介護者に対する20万円減額、そして予防に関するのが20万円増額だったので、このような事は、可能なのかなと思って聞いたのですが、そうではないと言う事なんですね。解りました。それで去年から見ればどちらも増えているのですが、お聞きしたいのが例えば2年前は、要支援者の方で手すりを付けて3年くらい経った後、症状が重くなり介護の認定を受けてしまった。それによって手すりだけでは足りなくて、例えば引き戸に直したり、改修が必要となった場合、同じ方であっても申請すればこの対象として認めてもらえるのか、この点だけ伺っておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 一度、この住宅改修の補助を受けた方が再度、申請した場合にどうなるかと言う質問でございますけれども、一度利用された方については、3段階上がらないとこの補助金が使えない事になっております。その方につきましては、もし身体障害者の手帳を持っていれば障害者の方の住宅改修を使えますし、それと手帳も持っていない方であれば安心スマイルの補助金を紹介しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 52ページの介護保険推進に要する経費の委託料の介護保険事業計画作成委託料について伺いますが、これについては、第7期の作成委託料を作る為の委託料というふうに認識しております。平成30年度から平成32年度までの管内の計画を作ると言う事で現計画については、27年度か29年度で基準額がありますけれども年額4万7,500円、月額で3,958円という事で5段階を基準額としておりますけれども、第7期に向けてどのくらいの基準額で行く予定なのか、想定される額を教えてくださいたいと思います。

それと58・59ページにかけての地域支援事業費の関係ですけれども、説明では、国の制度改正による変更と言う事で昨年度は、1目で一次予防事業費350万2,000円それから2目で二次予防事業費97万円と言うのが組まれておりました。

これは、数字的にどこが違うのかなという事で見ましたら介護予防事業に要する経費が前年度の二次予防事業に要する経費の組み方と非常に似ていると思ったのですが、これは違うんですね、これについては、介護予防教室等に関わる経費というふうに理解していいですか、それと2つ目の介護予防生活支援サービス事業に要する経費については、要支援として認定された方、制度改正によってその方の事業実施による経費と言う事で理解してよろしいか伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 第7期の介護保険事業計画について保険料がどのくらいの額が想定されるかと言うご質問でございますけれども第6期の保険料につきましても今までずっと変更がなかったという中で上げさせて頂いたんですが、今年度の保険料は、厳しい状況でありました。今までは、ずっと上げなかった保険料をかなり上げてしまうと皆さんの負担が大きいと言う事で、もし来年度不足するという事になりましたら、基金からお借りして補充をしようと言う覚悟であまり上げなかったと言う事がございます。これからサービス料の予測とかをつけるのですが、もしサービス料がこれ以上上がるという事であれば若干、平均で月額500円くらい上がるかもしれませんが、サービス料の推計をしてみなければ何とも言えませんので来年度末2月くらいには、計画が立ち上がると思いますので、その頃にお知らせしたいと思います。

それと58ページ、59ページの介護予防事業と介護予防生活支援サービス事業に要

する経費の部分ですけれどもこれは、議員おっしゃられたとおり編成の変更と言う事でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

6番成田議員。

**○6番（成田良雄君）** 58ページ今、9番議員も質問しましたけれども、介護予防事業に要する経費の中で予算計上しております講師の謝金22万3,000円は、どのような講師を招いていつ頃に実施されるのかを説明してほしいと思います。

それと60ページ委託料の介護予防サービス計画作成委託料114万2,000円が計上されておりますけれども予防サービス計画と内容そしてまた新たな予防計画があるのか、またそれに対して委託をするのかについてもお知らせいただきたいと思います。

それと62ページ介護予防サービス機関に対する介護報酬394万円計上されておりますけれども、どのような機関に対して介護報酬を予算計上されているのか、その点だけ答弁願います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 58ページ介護予防事業に要する経費の報償費で講師謝金についてのご質問にお答えいたします。どのような講師をお招きするのかと言う事でございますけれども、この22万3,000円うち介護予防事業の講師と言う事でハツラツ倶楽部わっはっはの講師をしていただいている健康クラブへの講師謝礼でございまして1万円の20回分として20万円を限度としてお支払いをしております。これについては、クラブの中で運営費用や研修費用の為に使わせていただいております。

それと介護予防事業の教室の中で音楽講師を派遣していただいておりますけれども音楽講師に対する謝礼として1万1,250円を2回分として2万2,500円を計上させていただきます。

それと60ページの介護予防サービス計画作成委託料という事でございますが、どんな計画かと言うご質問にお答えいたします。このサービス計画の委託先は、どの様な計画なのかと言う事を説明しますが、今まで介護保険の要支援と認定された方のサービス計画ケアプランですが訪問介護これは、ヘルパーさんですけれども、これと通所介護これは、デイサービスですが、これを利用している方の要支援と認定された方については、この介護予防生活支援サービス事業に要する経費の中に国の制度改正で組み替えがされました。それで、その方たちに対するケアプランを町内の介護予防支援事業所に委託

ををすると言うものでございます。

委託先としては、野いちごの居宅介護支援事業所と社会福祉協議会の居宅介護支援事業所と田中医院の居宅介護支援事業所がありますので、そこで予防のケアプランを立てた場合の委託料を支払うものでございます。新たに予防計画という事ではなくて今まで介護給付費の中で支払われていたものが、この介護予防生活支援サービス事業という事で国の制度改正によって予算の指示がありましたので、こちらの予算で組み替えをさせていただいたと言う事でございます。新たなものではなくて今までのものが変わったという事でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで、質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第22号浜中診療所特別会計予算

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第5 議案第22号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第22号平成29年度浜中診療所特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、2億5,503万5,000円に定め、前年度当初より1.8%

460万8,000円の増額となります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費では、浜中診療所維持管理に要する経費で施設管理人賃金と維持管理経費2,154万9,000円、浜中診療所運営に要する経費で医師報酬3,600万円看護師等職員の人件費や派遣医師の医師雇上賃金など診療所の運営経費2億584万4,000円を計上。2款医業費では、医業に要する経費で医薬材料費臨床検査委託料などで1,801万8,000円、入院患者等寝具に要する経費で消耗品費及び入院患者寝具賃借料の102万6,000円、入院患者等給食に要する経費で入院患者の給食に要する経費347万円を計上。3款公債費では、地方債償還元金450万3,000円、地方債償還利子41万5,000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では、入院収入で3,642万6,000円、外来収入4,429万円、その他の診療収入288万6,000円で8,360万2,000円を計上。2款使用料及び手数料では、予防接種料などで817万4,000円、3款繰入金では、収支の均衡を図る為、一般会計繰入金で1億4,942万1,000円を計上。6款町債では、過疎地域自立促進特別事業債で派遣医師に係る経費に充当するもので1,300万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） （議案第22号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 議案第22号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第22号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 78ページ診療収入についてと79ページの繰入金について質問したいと思います。浜中診療所については、いろいろと心配しているのですが、1つは、患者さんが増えてほしい、戻ってきてほしいと言う事と町からの繰入金が1億超え

てしばらく経つのですが、この金額から下がるような状況にはならないものか、この2点質問したいと思います。

最初、入院収入と外来収入のところで、先程の事務長の説明によれば外来収入では、来年度の見通しとしては、全ての報酬収入・国民健康保険・社会保険・後期高齢者一部負担金収入などで前年度から見れば270万円の増額、それから入院患者で言えば昨年は、409万円減であったものが新年度については22万円減と言う事でありました。そういう事からすれば合計しても昨年比で760万円近く収入が増えると言う結果になると思うんです。それで入院患者について言えばやはり病床が17床と聞いているのですが、そのうち年間通して一般病床が平均何人で療養型病床で何床になってベット8割くらいは、埋まるような状況になれば収入も上がるのかなと思うんです。

去年から今年にかけてどのような状況になっているのかお知らせ願いたいと思います。それから外来収入の方なんですけれども、国保・社会保険・後期高齢者など今回、予定している延べ人数、患者人数どちらでもいいですので、昨年比で何名増で何名予定しているなどの説明をしていただければありがたいなと思います。

それから次のページの繰入金ですがここだけ見れば昨年より201万2,000円増となっていますが昨年1億4,700何万円になった時は、前年比870万円増となっていたんです。来年度の見通しで前年度に比べて少なくなってきたという理由と経営上、ここの部分が改善されれば繰入金が減っていくというようなところを説明していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務所。

**○診療所事務長（齋藤清隆君）** まず1点目の入院の状況でございます。一般病床が今11床、療養型が6床あり全部で17床でございますけれども、今年度の平均と言う事でしたけれども今日現在で一般病床が8名、療養型が2名という状況でございます。昨年から比べますと入院も大分減っている状況でございます。これに関しては、各関係機関、福祉保健課、野いちごとの連携も図っておりますが入院される本人もそうでしょうけれども、家族の意向もございますので、なかなか入院の方には、至っていないと言う事でありまして増加しないと言う状況がずっと続いてございます。ただ、昨年27年の後半、職員の関係もございまして入院制限していた時期もございまして今年度につきましては、それが無い分、後半1月、2月、3月で2カ月後の収入の確定になりますので若干、上向きになるのかなと言う予定であります。

2点目の外来収入に関してでございます。これつきましては、国民健康保険の診療報酬の方ですが、2448件を予定しております。社会保険診療報酬収入は、1440件、後期高齢者診療報酬収入は、3420件、一部負担金収入が7320件としておりますけれども、この件数でございますが、あくまでも平均をとってございますので、去年の件数と比べて今回の減った、増えたとかの原因にはなっておりません。あくまでも目安の数字として押さえていただきたいと思います。

次に3点目でございます。繰入金の関係でございますけれども、1億4,000万円という借金を背負っておりますので外来の部分は増えているのですが、先ほども申し上げましたが、入院収入が、なかなか上がらない状況でございますので今年度28年度で外来患者数が若干、上向いております。評判等については、解りませんが診療時間の延長もありまして喜んでいる部分もございますのでまた、来年度29年度に入院の方の患者数の増に繋がればいいかなと考えておりますのでご理解願います。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 先程の説明で一般の方は、11床あるうち8名、6床のうち2名と言う事で7床空いていると言うような状況です。それで一般的に言って3カ月以上の入院は、一般の病院では厳しくて釧路の病院では、あまり長い間入院する事が出来ない、このような方もいますので私としては、地元の病院で治療したいと言う方もいるのではないかと思うんです。私は、今の状況を見たら、浜中の診療所で受けてくれたので、とても嬉しいと言う事で聞いているのですが、今日の報告を聞きましたら、なかなか難しいという事でした。もう少し上手に宣伝したらどうかと思うんです。例えば医師が午前中と午後から回診にまわってくれるので大変、良いと言う事で看護師さん達が一生懸命やっていると言うような話が広がっていけば気軽に診療所に患者は、診察を受けに行くのではないかと思うんです。病棟では、入院した患者に対して優しく対応するとかの面では、しっかりやっているのか、それから外来では、昨年から見ましたら予算が年間270万円多くなっているの、増えているのかなと思いました。患者の人数で表してくれば目標も持てると思うんですよ。それで私の場合は、去年の4月1日からこの町の診療所ではなくて、かかりつけの医者が釧路であったり根室であったりしたのですが浜中町で議員をやっているのになぜ、地元の診療所に行かないのかという反省もありまして4月1日から浜中診療所に通うようになりました。私は、後期高齢者になったので

3割負担なので3人分の診療報酬が増えたかなと自分1人で考えてみたりするんです。私のように、再び高齢になってこの浜中診療所に患者としてきた理由として自分は、いつ倒れるかわからないと思ったりする事があるんですよ。その場合に話を聞いたら、例えば病院に搬送されても自分の患者ではないと言って見てくれないと言う事になった時、私は一人で暮らしているので困ると思ったんです。それで、かかりつけ医を浜中診療所に指定しました。1ヵ月に1回定期的に検診を受けているのですが違和感は、ほとんどないですね。待合室に知り合いの漁師さんがいて話をしたのですが、その方も浜中の診療所に変えたと話していました。私と同じような事を考えている方もおまして、自分のこれからの事を考えたら、わざわざ1日かけて釧路の病院で診察を受けに行き、その診察の時間は、ほんの30分くらいなんです。私は、浜中診療所に来る患者は、増えると思うし病院の職員の皆さんが今のこの浜中診療所の状況を見て皆で力を合わせてやればもっと内容も豊かな診療が出来るのではないかと思うんです。

それで事務長は、4月に診療所事務長になり、この1年通ってきて新年度の予算を計上した訳なんですけれども全体をとおしてどのようなところに配慮しながら外来患者・入院患者に来てもらえると言う事では、どのようなところに力を入れてこの予算を作ったのかと言う事の説明もお願いしたい思います。

もう1つ質問で忘れていた事がありました。北大の医師が来て診察してくれると言う事ですが、この北大医師が診察した患者数も教えてほしいと思います。

それから、繰入金の関係ですが、医者の人件費あるいは職員の人件費、北大医師の人件費あるいは厚岸町立病院の時間外診療の関係などそういう部分で大きな数千万のお金が動いています。この辺は、難しいかなと思うのですが人件費が多いと言う事は、十分な診療が出来ると言う事にも繋がる訳ですから、それをプラスに考えて患者を増やす事、それに尽きるのかなと思ったりしますが、新年度の場合は、施設の改良工事や備品の購入などで176万6,000円と言う額も計上されておりますが、このような計上経費でないものでも、すごく経済してあるもので賄ったりその辺も話していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齋藤清隆君）** 1点目の入院患者への対応でございますが、午前と午後の回診という話でございましたが、実際に今も回診は、行っております。ただ寝たきりの患者さんが多いものですから、なかなか先生の方から語りかけてもと言う話にな

りますけれども、そういう面では、看護師・介護士が一生懸命取り組んでおりますので、そういう状況の中で今、実際動いていますけれども小川先生も今年度は、外来の面で一生懸命頑張っていたものですから入院の方も手厚くやってほしいと言う話は、しておきたいなと思います。

2点目の外来の関係と3点目の新年度予算の関係ですが、私が4月から事務長になりました、どのような取り組みをしたかと言う事を申し上げた上で説明したいと思います。

私も診療所を離れて年数が経っておりましたので、どのようなところかなと思っておりました。

まず、患者を受け入れる前に体制を整える事から始めたつもりでおります。内部的な話になりますけれども医者・看護師・事務方含めまして関係改善を図ったところでございます。患者に対しましても親切丁寧な対応は、勿論なんですけれども、万が一対応が悪かった場合の患者さんへのフォローそういった体制もさせておりますので今後、良い方向に向かってくれるのではないかと言う思いで日々、集客努力をしているところでございます。数字的なところで申しますと28年度につきましては、今まで一度もかかった事がなかった新規の患者さんでございまして、2月末現在で196人うち未就学児童は、27人その他1年以上かかっていた患者さんが319人と合わせまして515人の方に来ていただいておりますし昨日現在でございまして、外来患者の実人数でございまして1317人となっております。

また、昨年5月20日から始めさせていただきました毎週金曜日の診療時間の延長でございまして2月の24日金曜日までのトータル39日間で286人1日平均しますと7.3人でございまして、多い時でございまして16時から18時までの間の2時間で予防接種の患者さんも入っておりますけれども65人の方に来ていただいた日もございました。患者さんからは、仕事を休まなくても連れて来れると言った意見もいただいておりますので今後も継続的に取り組んでいきたいなと思っております。今後においても厳しい状況でありますけれども少しでも診療収入を上げる努力と小川医師を盛りたてながらやるべき事は、しっかりやっていきたいと思っておりますし、もう頑張るしかございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと北大医師の関係でございまして。平成24年からの実績で申しますと平成24年度の延べ人数で外来患者が1万280人おりました。そのうち北大医師が診た患者さんは、989人で患者数対比でいきますと9.6%平成25年度につきましては、1万9

人でうち北大医師が診た患者さんは、855人患者数対比で8.5%、平成26年度は9744人北大医師診療数は、1212人患者数対比12.4%、平成27年度9654人、北大医師1333人患者数対比13.8%です。今年度は、まだ1月末の数字でございますけれども8718人うち北大医師が871人患者数対比10%でございます。

それと費用の面で経済している事についてのご質問でございましたけれども医療機器等の補修・施設の補修関係につきましては、業者さんを頼まないで自前でやっている部分もかなりあります。今年度1月から積雪の関係で融雪の方の電気料が1月から切り換わるのですが、その電気料が高騰した為、1月から中庭のロードヒーティングと正面玄関のロードヒーティングも止めております。頻繁に除雪するようにと言う指導で行っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 今、数字を聞いてポイントがきちんと抑えられておりまして良く解りました。

それと外来患者も増えている事、あるいは北大の医師の占める割合という事では、24年度から年々患者数対比では、上がってきていると言う事なんです、全体から見ると小川医師に診てもらう数が85パーセント以上あるのでやっぱり小川医師がきちんとと言う事で人数がだんだん増えてくるという事を私は、更に期待したいなと思います。

質問に立ったんですけれども今、聞いた内容で十分解りましたのでこれで終わらせていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第23号浜中町下水道事業特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第23号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第23号平成29年度浜中町下水道事業特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、4億1,228万円と定め、前年度当初より5.7%、2,481万9,000円の減額となります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費では、一般管理に要する経費で923万7,000円は、職員の人件費や事務費など。2款下水道費では、特定環境保全公共下水道事業に要する経費6,137万5,000円は、職員の人件費や下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託料及び霧多布クリーンセンターの長寿命化工事請負費など、農業集落排水事業に要する経費200万円、漁業集落排水事業に要する経費326万円、2目処理場管理費では、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費7,183万円、3目管渠管理費では、公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費4,117万9,000円。3款公債費では、1億8,205万8,000円、地方債償還利子4,084万1,000円。4款予備費では、50万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、公共下水道・農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金265万7,000円。2款使用料及び手数料では、公共下水道農業集落排水及び漁業集落排水使用料と公共下水道手数料合わせて6,012万8,000円。3款国庫支出金では、公共下水道事業補助2,530万円。4款繰入金では、一般会計繰入金3億559万1,000円。5款繰越金では、1,000円。6款諸収入では、3,000円。7款町債では、特定環境保全公共下水道整備事業債1,8

60万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） （議案第23号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第23号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第24号浜中町水道事業会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第24号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議案第24号平成29年度浜中町水道事業会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ1億9,369万9,000円としております。

収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益1億2,515万2,000円、2目その他営業収益22万2,000円、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金1万1,000円、他会計補助金5,352万6,000円、3目雑収益1万円、4目長期前受金戻入益1,477万8,000円、収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び排水費は委託料、修繕料、薬品費など7,155万7,000円、2目総係費は人件費、委託料など4,900万7,000円、3目減価償却費は5,316万2,000円、4目資産減耗費は82万5,000円、2目営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,163万8,000円、2目消費税及び地方消費税450万円、3目雑支出1万円、3項1目予備費は300万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入、1項1目工事負担金316万3,000円、資本的支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目メーター費1,057万7,000円、寄附及び備品67万1,000円、2項1目企業債償還金4,251万9,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,060万4,000円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,060万4,000円で補てんするものとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたでしたが、詳細につきましては、水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（高野薫君）** （議案第24号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第24号の質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、閉会することに決定しました。

これをもって、平成29年第1回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時9分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員